



産業

中小企業への融資

問 商工観光課 商工係

中小企業の振興のため、さまざまな制度資金を用意しています。利率は問い合わせください。

融資制度名	融資対象者	資金使途	融資限度
五泉市地方産業育成資金	市内に住所または事業所などを有し、同一業種を原則として引き続き1年以上営業し市税を完納している人。	運転 設備	1,000万円
五泉市中小企業振興資金	市内に住所及び工場または事業所などを有し、同一業種を引き続き1年以上営業し市税を完納している人。		
五泉市小規模企業資金	市内に住所及び事業所または商店店舗を有し、同一業種を引き続き1年以上営業し市税を完納している人。常時使用する従業員が20名以下ただし商業又はサービス業は5名以下。	運転 設備	1,250万円
五泉市中小企業創業資金	市内に住所を有し、豊富な経験または適切な事業計画を有し市内で創業しようとする人。及び創業5年未満の人で市税を完納している人。		
五泉市短期特別資金	市内に住所及び事業所を有し、同一業種を引き続き1年以上営業し市税を完納している人。	運転	500万円
五泉市中小企業不況対策特別資金	市内に住所及び事業所を有し、同一業種を引き続き1年以上営業し市税を完納している人で、最近3ヶ月の売上が過去5年間いずれかの年の同期と比較して5%以上の減少している人。	運転 設備	2,000万円 3,000万円
五泉市景気対策特別借換資金	市内に住所及び事業所を有し、同一業種を引き続き1年以上営業し市税を完納している人で、申込時点において既往五泉市制度資金(工業団地進出資金を除く)の未償還元金がある人。更に、中小企業信用保険法第5号の認定を受けた人、或は最近3ヶ月の売上高が前年、又は前々年の年の同期と比較して5%以上減少しているもの。	借換 (運転資金を追加することも可)	3,000万円
五泉市大型店等進出対策資金	市内に住所または店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営業する中小小売業、飲食業者(風俗営業及び風俗関連営業を除く。)で、大型店などの営業開始後、最近3ヶ月の売り上げが過去3年間のいずれかの年の同期と比較し5%以上減少している人。市税を完納している人。ただし、利用期間は、大型店等の営業開始後5年間に限る。(資金の使途は、大型店などの営業開始による影響に対して、経営の合理化近代化を行うためのもの。)	運転 設備	2,000万円 2,000万円

信用保証料の補給について

上記制度資金を利用する場合、新潟県信用保証協会の信用保証料について市が一部補給しています。

新潟県制度資金についても同様に補給を行っておりますので、補給割合などについては、商工観光課商工係へ問い合わせください。

ごせん起業者応援事業

市内の新たな起業を支援するため、店舗の新築、改修などまたは建物賃借料に対して、補助金を交付。

【対象】

店舗の新築または住宅を増改築もしくは、空き店舗などの改修または増改築により起業する人。

【申し込み方法】

五泉商工会議所または村松商工会で、事業計画書などの確認を受けた後、商工観光課へ申請書類を提出。

【補助金額】

- ①新增改築費(上限100万円)
100万円以上の工事に要する費用の2分の1
- ②店舗改修費(上限50万円)
50万円以上の工事に要する費用の2分の1
- ③建物賃借料(上限5万円/月×12月)
賃借料の2分の1

経営の相談は

問 五泉商工会議所 ☎43-5551 / 村松商工会 ☎58-2201

商工会議所・商工会の経営指導員、公庫・保証協会の担当職員、社会保険労務士が相談に応じます。

	相談の種類	日時	相談内容	相談員
五泉商工会議所	経営相談	随時	金融、税務、労務、新規開業など経営全般の相談	商工会議所の経営指導員
	日本政策金融公庫定例相談	毎月第2水曜日10時～12時	運転資金、設備資金などの融資相談	日本政策金融公庫担当職員
	新潟県信用保証協会定例相談	毎月第2木曜日10時～12時	保証協会担当職員	
	年金・社会保険・労務定例相談	毎月第2火曜日10時～15時	社会保険、年金、就業規則の作成など社保、労務相談	平野社会保険労務士
	弁護士相談	偶数月第4金曜日 13時30分～16時	事業や暮らしの中で起こる法律問題	岩渕弁護士
村松商工会	経営相談	随時	金融、税務、労務、新規開業など経営全般の相談	商工会の経営指導員

※原則として、事前連絡を必要とします。

▶中小企業のための相談ダイヤル

■ひまわりほっとダイヤル

経営上のお悩みから、リスク管理まで幅広くサポートします。

地元の弁護士会へ自動的に転送され、弁護士による面談予約ができます。(面談料金については問い合わせください。)

全国共通専用ダイヤル ☎0570-001-240

▶小規模修繕工事等の入札参加

問 財政課 管財係

市が発注する、小規模修繕工事の受注及び業務委託・物品購入の入札に参加したい人は、登録が必要です。

▶小規模修繕工事の契約希望登録

(1)対象工事

市が発注する1件の金額が100万円未満の小規模な建設工事や修繕工事

(2)登録できる人

- ①市内に事務所または住所を有する人
- ②建設工事の入札参加申請をしていない人で、資格・免許が必要な業種の場合、その免許を持っている人
- ③市税を滞納していない人もしくは滞納解消の意思が確認できる人
以上のすべてに該当する個人または法人

(3)登録手続き・登録期間

- ・登録希望者の募集時(2年に1回、例年2月)に、申請書、添付書類を提出してください。募集時期以降も随時受け付けますが、登録まで1ヶ月程度かかります。
- ・登録期間は2年間です。
- ・登録申請要領は市ホームページに掲載されています。詳しくは、問い合わせください。

▶業務委託・物品購入の入札参加

(1)対象業務・物品

市が発注する業務委託及び物品購入

(2)登録できる人

- ①営業を開始して1年以上の人
- ②営業に関し許認可を必要とする場合、その許認可を得ている人
- ③市税を滞納していない人もしくは滞納解消の意思が確認できる人
以上のすべてに該当する個人または法人

(3)登録手続き・登録期間

- ・登録希望者の募集時(3年に1回、例年1月)に、申請書、添付書類を提出してください。募集時期以降も随時受け付けますが、登録まで1ヶ月程度かかります。
- ・登録期間は3年間です。
- ・入札参加資格審査申請書提出要領は市ホームページに掲載されています。詳しくは、問い合わせください。

▶農地のこと

問 農業委員会事務局／農業委員会村松事務所

▶農地を移動したいとき

農地を耕作目的で、売買、贈与、貸借などをしたい時は、農業委員会へ申請し、許可が必要となります。

▶農地を転用したいとき

農地転用とは、農地を農地以外の用地に転換することです。農地を転用したい時は、農業委員会へ申請し、許可が必要となります。

※農業振興地域内の農用地区域内農地を転用するには、転用の申請前に農用地区域からの除外が必要です。詳しくは、農林課へ問い合わせください。

▶農地を相続したとき

農地を相続した場合は、農地のある農業委員会への届出が義務付けられています。届出人は、相続などで五泉市内の農地の権利を取得した方です。

この届出は農業委員会が農地の権利移動を把握するためのものですので、相続登記などの手続きは別に必要です。

▶農地に関する相談は

農地に関する相談は、農業委員及び担当地区の農地利用最適化推進委員へ、気軽に相談ください。

地区担当表については、ホームページに掲載しています。

▶農業者年金に加入しましょう

農業者年金とは、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金(基礎年金)に上乗せした公的な年金制度です。

【加入できる人は(通常加入)】

①～③の条件をすべて満たしている人です。

- ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事している ③60歳未満
- ※国民年金の附加年金への加入も必要となります。

【保険料】

月額20,000円～67,000円まで、1,000円単位で自由に選択できます。

【保険料の政策支援(国庫補助)】

農業の担い手には、政策支援(国庫補助)があり、最長20年間、保険料補助が受けられます。

【政策支援を受けられる人は】

通常加入の要件を満たしている人で、なおかつ次の①～③の条件をすべて満たしている人です。

- ①60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる
- ②必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下
- ③下表の区分1～5のいずれかに該当する

補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人	6,000円	4,000円
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の人となることを約束した後継者	6,000円	－

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。



産業